

桑名市スタートアップ・エコシステム共創戦略構築等支援業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和5年4月

桑名市

1 委託業務の名称

桑名市スタートアップ・エコシステム共創戦略構築等支援業務委託

2 目的

桑名市では、新たなビジネス領域での活躍が期待されるスタートアップとの共創を推進することで、市内事業者の新たな収益の柱を創出し、持続可能な経営を支援するとともに、本市における社会的課題の解決や市民サービスの向上、地域価値の増進を図るため、スタートアップ・エコシステムの構築を目指している。

スタートアップ・エコシステムの構築にあたり、桑名市として戦略の策定を行い、市内外へ発信していく必要があることから、本業務を実施するものである。

3 プロポーザル方式採用理由

本業務の実施に当たっては、専門的知識や豊富な業務経験を活かした魅力のある提案が要求されることから、最適な事業者を選定するため、提案された内容等について比較検討を行う公募型プロポーザル方式を採用する。

4 導入により期待される効果

公募型プロポーザル方式を採用することにより、複数の業者から意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、事業者を選定することで、本業務の目的が達成されると考える。

5 業務内容

桑名市スタートアップ・エコシステム共創戦略構築等支援業務仕様書のとおり。

6 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで（予定）。

7 委託料上限価格（消費税及び地方消費税を含む。）

8,200,000円

8 応募者の参加資格

応募者は、下記の参加資格要件を全て満たす必要がある。

8.1 参加資格要件

8.1.1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

8.1.2 公告の日以降において、桑名市から指名停止処分を受けていないこと。

8.1.3 公告の日以降において、桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年11月16日告示第206号）の規定に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。

8.1.4 公告の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定をうけている者を除く。）でないこと。

8.1.5 国税及び地方税を滞納していない者であること。

8.2 失格事項

8.2.1 提案書提出期限に遅れた者。

8.2.2 提出書類に虚偽の記載をした者。

8.2.3 上限価格を超える見積り金額を提案した者。

8.2.4 提案書の受付から契約締結に至るまでの間に、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当した者。

9 スケジュール

内容	受付期間・実施期間
公告	令和5年4月5日（水）
質問受付期限	令和5年4月12日（水）午後5時
質問に対する回答	令和5年4月14日（金）
参加資格確認申請期限	令和5年4月17日（月）午後5時
参加資格確認通知	令和5年4月18日（火）
企画提案書等の提出期限	令和5年4月21日（金）午後5時
プレゼンテーションの実施及び審査委員会開催	令和5年4月27日（木）※予定
選定結果通知	令和5年5月上旬予定
業務委託契約締結	

10 質問

本プロポーザルについて質問のある場合は、次の期限及び方法で提出すること。質問に対する回答は、全ての応募事業者に提示する。

10.1 提出期限

令和5年4月12日（水）午後5時

10.2 提出方法

下記フォーム

<https://logoform.jp/form/XAEm/249891>

10.3 回答予定日

令和5年4月14日（金）

11 参加資格確認申請

11.1 提出期限

令和5年4月17日（月）午後5時

11.2 申請方法

下記フォームから各様式を提出

<https://logoform.jp/form/XAEm/249892>

役員等名簿（様式第2号）

誓約書（様式第3号）

11.3 結果通知

申請内容について審査を行い、令和5年4月18日（火）に結果を通知する。

12 企画提案書等の提出

12.1 提出期限

令和5年4月21日（金）午後5時

12.2 提出物

全てデータで拡張子はpdf、docx、xlsxのいずれかにすること。

12.2.1 企画提案書、業務実施方針、業務体制、業務実施スケジュール、見積書（「消費税抜き」価格を明記してください）（任意様式）

12.2.2 契約実績証明（様式第4号）（※過去2年の間に、官公庁との間で当該契約と同等規模の契約を複数締結し、履行した実績の有無。無の場合、該当なしと記載）

12.2.3 その他資料（組織概要や体制等がわかる書類。自社パンフレット等でも可能）

12.3 提出方法

下記フォーム

<https://logoform.jp/form/XAEm/249893>

12.4 辞退

参加資格確認申請書を提出した後に辞退を希望する場合は、参加辞退を下記フォームから申し込むものとする。

<https://logoform.jp/form/XAEm/249894>

なお、参加表明された場合であっても、契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。

12.5 言語、単位、通貨、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

13 選考方法及び選考結果の通知

13.1 選考は1次審査（書面審査）及び2次審査により行う。

13.2 1次審査結果は、参加資格確認申請提出事業者に対し、参加資格確認結果を応募フォーム上で通知する。

13.3 1次審査選定者に対しては、企画提案書の内容について、プレゼンテーション・ヒアリングの2次審査を行う。

13.4 企画提案書の評価は、審査委員会において、提案内容等の評価項目について、評価基準に基づき審査を行う。審査委員会は、企画提案書の内容とプレゼンテーション、価格等について総合的に判断し、最も優れていると認められた者を委託予定者として決定する。なお、委託予定者については、事前に審査委員会で定めた合格基準を満たすことが最低条件となる。応募事業者が一者であっても、合格基準を満たしていれば委託予定者とする。

13.5 プレゼンテーション・ヒアリングについては、令和5年4月27日（木）にオンラインで行う。時間及びウェブ会議情報については後日通知する。1事業者につき30分程度（概ねプレゼンテーション15分、質疑応答15分）を予定している。なお、事業者の希望により、対面でのプレゼンテーションも可とする。

13.6 審査の結果により、最高得点者を委託予定者に選定するとともに、得点順に第2順位、第3順位の応募者も決定する。

13.7 審査結果は、審査会終了後、プレゼンテーションを行った事業者に対し、5月上旬頃を目途に応募フォーム上で選定結果を通知し、委託予定者を桑名市ホームページで公表する。

13.8 委託予定者と契約締結協議を行うものとするが、協議が整わなかった場合は、第2順位、第3順位の応募者を順次繰り上げ、契約締結協議を行う。

13.9 選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議には一切応じない。

13.10 天災その他やむを得ない事由によりプレゼンテーション等を行うことができないと市が判断したときは、延期又は中止することがある。

14 前項の審査にあつては、審査会は次の内容について審査して選定する。

審査項目	審査内容	配点
1. 全体的な方向性	・当該業務の基本的な考え方に基づいた提案になっているか。	10点
2. 運営方針	・業務の趣旨・目的を理解した方針であるか。 ・業務遂行に対する熱意・意欲が感じられるか。 ・本市の現状を認識した効果的な業務実施方針が示されているか。	30点
3. 実施体制	・企画提案書の内容を確実に遂行できる体制となっているか。 ・業務実施に際し、適切かつ安定した担当者の配置や組織としての能力はあるか。 ・業務に対する知識、経験が豊富で業務全体の総括、遂行に適した担当者がいるか。	30点
4. 企画提案	・募集要項に記載の業務内容並びに仕様書に記載の業務の範囲及びその内容に合致し、その目的を達成しうる企画提案がなされているか。 ・提案の内容は、本業務の趣旨に対して的確なものか。 ・提案の内容は、創意工夫にあふれ、計画性かつ実現可能性のあるものか。 ・ノウハウや独創性があるか。	40点
5. プレゼンテーション	・プレゼンテーション時の説明は明瞭かつ、説得力のあるものか。 ・業務に取り組む意欲が感じられるか。 ・本業務の受託者としての信頼性があるか。	30点
6. 価格評価	・配点×（最低見積価格÷提案者見積価格）小数点第2位未満四捨五入	10点
合計		150点

15 契約等

契約方法については、委託予定者と決定された者と次のとおり予定している。

- 15.1 公募型プロポーザル方式により委託予定者と決定された者との随意契約により締結する。
- 15.2 原則として委託予定者の企画提案書の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、委託予定者との協議により項目を変更する場合がある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約金額等の調整を行うことがある。
- 15.3 委託予定者は、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する納税証明書を、県内事業者又は市内事業者については、それぞれ納税状況のわかるもの、並びに印鑑証明書を提出するとともに、過去2年間（2021～2022年度）に、他自治体等で実施をした本業務と同等以上の業務実績を証する契約書等の写しを提出すること。
- 15.4 契約条項については、桑名市スマートシティ推進課において別途提示する。
- 15.5 契約保証金については、桑名市契約規則（平成16年12月6日規則第55号）に定めるところにより、取り扱うものとする。

16 著作権について

- 16.1 受託者の当該業務の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関する著作権（著作権法第

27 条及び第 28 条の権利を含む。) は、業務の終了と同時に委託者に帰属するものとする。

- 16.2 受託者は、本著作物に関する著作人格権を、委託者又は受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- 16.3 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。
- 16.4 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えた時は、その損害を賠償するものとする。

17 留意事項

- 17.1 参加にかかる経費は参加者の負担とする。
- 17.2 提出された書類は、原則として返却しない。
- 17.3 同一の参加者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- 17.4 提出期限以降における書類の差し替え、追加提出及び再提出は認めない。
- 17.5 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しないものとする。
- 17.6 提出された文書等が著作物に当たる場合でも、桑名市情報公開条例の規定に基づき、公開することがある。
- 17.7 本業務の遂行にあたっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- 17.8 本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、「桑名市個人情報保護条例」及び「桑名市個人情報保護条例施行規則」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- 17.9 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とする。
- 17.10 適正な人員と体制を整え、業務の各過程において、市と十分協議すること。
- 17.11 業務の打ち合わせは、必要に応じて行うものとする。また、その打合せ内容については記録し、市に提出するものとする。

18 問合せ及び書類の提出先

〒511-8601 桑名市中央町二丁目 37 番地

桑名市スマートシティ推進課

担当 田端、三輪

電話 0594-24-1338 (直通) Fax 0594-24-1435

E-mail suisinr@city.kuwana.lg.jp